

周南市奨学金貸付等基金条例の一部を改正する条例制定について

周南市奨学金貸付等基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年12月4日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市奨学金貸付等基金条例の一部を改正する条例

周南市奨学金貸付等基金条例（平成29年周南市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「、高等専門学校（第4学年、第5学年及び専攻科に限る。）」を「、高等専門学校（第4学年、第5学年及び専攻科に限る。）、高等学校専攻科」に改める。

第7条の表中

「

高等学校又は専修学校の高等課程 （以下「高等学校等」という。） に在学する者	国公立	18,000円	
	私立	24,000円	

」

を

「

高等学校（高等学校専攻科を除く。）又は専修学校の高等課程 （以下「高等学校等」という。） に在学する者	国公立	18,000円	
	私立	24,000円	
高等学校専攻科に在学する者	国公立	35,000円	

	私立	35,000円	
--	----	---------	--

」

に改める。

第13条第1項中「、大学等」を「、大学等、高等学校専攻科」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行日前においても、奨学生の募集その他の行為を行うことができる。

(参 考)

周南市奨学金貸付等基金条例新旧対照表

現行				改正案			
<p>(奨学金)</p> <p>第5条 奨学金は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 定住促進奨学金 一般奨学金の貸付けを受ける者（以下「奨学生」という。）のうち、<u>大学、高等専門学校（第4学年、第5学年及び専攻科に限る。）</u>及び専修学校の修業年限2年以上の専門課程に在学する者であって、卒業後市内に定住する意志を持ち奨学資金の増額を希望するものに対し、一般奨学金と併せて貸し付けるもので、第16条に規定する償還の特例がある奨学資金をいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(一般奨学金の貸付金額)</p> <p>第7条 一般奨学金の額は、次のとおりとする。</p>				<p>(奨学金)</p> <p>第5条 奨学金は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 定住促進奨学金 一般奨学金の貸付けを受ける者（以下「奨学生」という。）のうち、<u>大学、高等専門学校（第4学年、第5学年及び専攻科に限る。）</u>、<u>高等学校専攻科</u>及び専修学校の修業年限2年以上の専門課程に在学する者であって、卒業後市内に定住する意志を持ち奨学資金の増額を希望するものに対し、一般奨学金と併せて貸し付けるもので、第16条に規定する償還の特例がある奨学資金をいう。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(一般奨学金の貸付金額)</p> <p>第7条 一般奨学金の額は、次のとおりとする。</p>			
学校区分		月額	適用	学校区分		月額	適用
高等学校又は専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）に在学する者	国公立	18,000円		<u>高等学校（高等学校専攻科を除く。）</u> 又は専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）に在学する者	国公立	18,000円	
	私立	24,000円			私立	24,000円	
(略)				<u>高等学校専攻科に在学する者</u>		<u>国公立</u>	<u>35,000円</u>

現行

改正案

(略)

私立

35,000円

(略)

(略)

(一般奨学金の償還)

(一般奨学金の償還)

第13条 奨学生は、一般奨学金を卒業の1年後から、高等学校等及び高等専門学校第1学年から第3学年までは貸付けを受けた期間の2倍の期間内に、大学等並びに高等専門学校の第4学年、第5学年及び専攻科は貸付けを受けた期間の3倍の期間内に、それぞれ月賦により均等に償還しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

第13条 奨学生は、一般奨学金を卒業の1年後から、高等学校等及び高等専門学校第1学年から第3学年までは貸付けを受けた期間の2倍の期間内に、大学等、高等学校専攻科並びに高等専門学校の第4学年、第5学年及び専攻科は貸付けを受けた期間の3倍の期間内に、それぞれ月賦により均等に償還しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

2～5 (略)

2～5 (略)